

2016年8月22日  
株式会社セディナ

## 女性活躍推進法に基づく認定取得について

株式会社セディナ（代表取締役社長：中西 智）は、2016年7月27日、厚生労働大臣より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）に基づき、「えるぼし」企業として認定を受けました。

当該認定は、2016年4月1日施行の女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が一定の水準を満たした企業が、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。

評価は「①採用における競争倍率」「②継続就業期間」「③労働時間等の働き方」「④管理職比率」「⑤多様なキャリアコース」の各項目ごとに基準が設定され、基準を満たした項目数により、1段階・2段階・3段階の認定となります。当社は、②～⑤の4項目で基準を満たし、3段階中、2段階目の認定を取得しました。

当社では、これまでも所定労働時間の削減への取組みを始めとした適切な労働環境の整備や、ワークライフバランス実現の観点から育児介護支援の制度の充実を図るなど、女性の就業継続に繋げてきました。現在は、女性社員の管理職登用を進めるために、マネジメント能力の開発研修等を通じて全社的な意識の向上に取り組んでいます。尚、女性管理職比率については、2020年度末までに12%まで引き上げることを目標に掲げています（2016年3月末時点、6%）。

今後も、多様な人材が最大限の能力を自律的に発揮できる環境作りを目指してまいります。

以上

女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」（2段階目）

